

大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）又はひとり親家庭の児童（ひとり親家庭の親に扶養されている同条第3項に規定する児童をいう。以下同じ。）が対象講座（第4条の規定により市長が適当と認めた講座をいう。以下同じ。）の受講を開始した場合等に給付金を支給することにより、ひとり親家庭の経済的自立を促進することを目的とする。

(給付金の種類等)

第2条 この要綱による給付金（以下「給付金」という。）は、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金とする。

- 2 受講開始時給付金は、対象講座の受講を開始した場合に支給する給付金とする。
- 3 受講修了時給付金は、対象講座を修了した場合に支給する給付金とする。
- 4 合格時給付金は、対象講座を修了した日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）に合格した場合に支給する給付金とする。
- 5 給付金は、一の者が受講する一の対象講座について支給するものとする。

(支給対象者)

第3条 受講開始時給付金の支給を受けることができる者は、市内に住所を有する次に掲げる者とする。

- (1) ひとり親家庭の親であって、次のアからエまでのいずれにも該当する者（過去に給付金（ひとり親家庭の児童について支給を受けたものを除く。）の支給を受けたことのある者を除く。）
 - ア 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「母子・父子自立支援プログラム」という。）の策定等の支援を受けていること。
 - イ その就業経験、技能、取得している資格その他の事情を鑑みて、認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
 - ウ 高等学校を卒業した者、高等学校卒業程度認定試験規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定の合格

者、認定試験の合格者その他大学の入学に必要な資格を現に有している者でないこと。

エ 前条第2項に規定する場合に該当する者であること。

- (2) 前号アからエまでのいずれにも該当するひとり親家庭の児童のその親（当該ひとり親家庭の児童について過去に給付金の支給を受けたことのある者を除く。）

- 2 受講修了時給付金の支給を受けることができる者は、市内に住所を有する次に掲げる者とする。

- (1) ひとり親家庭の親であって、次のア及びイのいずれにも該当する者（過去に給付金（当該修了した講座について支給を受けた受講開始時給付金及びひとり親家庭の児童について支給を受けた給付金を除く。）の支給を受けたことのある者を除く。）

ア 前項第1号アからウまでのいずれにも該当する者であること。

イ 前条第3項に規定する場合に該当する者であること。

- (2) 前号ア及びイのいずれにも該当するひとり親家庭の児童のその親（当該ひとり親家庭の児童について過去に給付金（当該修了した講座について支給を受けた受講開始時給付金を除く。）の支給を受けたことのある者を除く。）

- 3 合格時給付金の支給を受けることができる者は、市内に住所を有する受講修了時給付金を受けた者であって、次に掲げる者とする。

- (1) ひとり親家庭の親であって、次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 第1項第1号アからウまでのいずれにも該当する者であること。

イ 前条第4項に規定する場合に該当する者であること。

- (2) 前号ア及びイのいずれにも該当するひとり親家庭の児童のその親
(対象講座)

第4条 給付金の支給の対象となる講座は、認定試験の合格に資する講座（通信制のものを含み、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による高等学校等就学支援金の支給の対象となるものを除く。）であって市長が適当と認めるものとする。

（支給額等）

第5条 受講開始時給付金の額は、対象講座の受講を開始するために要した費用の4割に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該定める額とする。

- (1) 当該対象講座が通信制のものである場合 100,000円

(2) 当該対象講座が通学によるもの又は通学及び通信制の併用によるものである場合(以下「通信制以外のものである場合」という。) 200,000円

2 受講修了時給付金の額は、対象講座を受講するために要した費用の5割に相当する額から支給を受けている受講開始時給付金の額を控除して得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額と支給を受けている受講開始時給付金の額との合計額が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該定める額から当該受講開始時給付金の額を控除して得た額とする。

(1) 当該対象講座が通信制のものである場合 125,000円

(2) 当該対象講座が通信制以外のものである場合 250,000円

3 前2項の場合において、これらの規定により算定した受講開始時給付金又は受講修了時給付金の額が4,000円に満たないときにあっては、これらの規定にかかわらず、受講開始時給付金又は受講修了時給付金は、支給しない。

4 合格時給付金の額は、対象講座を受講するために要した費用の1割に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額と支給を受けている受講開始時給付金及び受講修了時給付金の額との合計額が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該定める額から当該受講開始時給付金及び受講修了時給付金の額を控除して得た額とする。

(1) 当該対象講座が通信制のものである場合 150,000円

(2) 当該対象講座が通信制以外のものである場合 300,000円

(対象講座の指定)

第6条 受講開始時給付金(受講開始時給付金の支給を受けずに受講修了時給付金の支給を受けようとする者にあっては、受講修了時給付金)の支給を受けようとする者は、あらかじめ、その受講しようとする講座について、大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書(様式第1号)を市長に提出し、対象講座である旨の指定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の戸籍謄本又は抄本

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書

類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、これを審査の上、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、対象講座の指定を決定するときは、大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（様式第2号。以下「指定通知書」という。）により当該申請をした者に通知しなければならない。

（支給申請）

第7条 受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる書類

(2) 指定通知書

(3) 受講施設の長が、受講者本人が支払った費用について発行した領収書

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書は、当該対象講座の受講を開始した日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

4 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書を市長に提出しなければならない。

5 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 第2項第1号から第3号までに掲げる書類

(2) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

6 第4項の申請書は、当該対象講座の受講を修了した日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合には、この限りでない。

7 合格時給付金の支給を受けようとする者は、大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書を市長に提出しなければならない。

8 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確

認することができる場合は、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

- (1) 第2項第1号及び第2号に掲げる書類
- (2) 文部科学省が発行する認定試験の合格証書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

9 第7項の申請書は、認定試験に合格した日から起算して40日以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合には、この限りでない。

10 市長は、第1項、第4項又は第7項の申請書を受理したときは、これを審査の上、速やかに給付金の支給の可否を決定し、支給を決定した場合にあっては大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（様式第4号）により、支給しないことと決定した場合にあっては大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金不支給決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月21日から施行する。
- 2 この要綱は、国のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行し、改正後の大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、同年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行し、改正後の大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月20日から施行し、改正後の大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（次項において「新要綱」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 新要綱の規定は、令和2年4月1日以後に修了した講座に係る給付金について適用し、同日前に修了した講座に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に対象講座の受講を開始する場合について適用し、同日前に受講を開始している場合については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第6条第1項の規定による指定を受けている者は、新要綱第6条第1項の規定による指定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月27日から施行し、改正後の大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（次項において「新要綱」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 新要綱の規定は、令和5年4月1日以後に修了した講座に係る給付金について適用し、同日前に修了した講座に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に対象講座の指定を受ける者について適用し、同日前に対象講座の指定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(表面)

様式第1号(第6条関係)

大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

(宛先)

年 月 日

大津市長

申請者氏名

次の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

氏 名 (申請者)	フリガナ		生年月日	年 月 日生()歳
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ		生年月日	年 月 日生()歳
住 所	(〒 -)		携帯 () -	自宅 () -
受講施設の名称			講座の名称	
受 講 科 目	1 5	2 6	3 7	4 8
試験を免除できる科目				
受 講 期 間	年 月 日(受講開始日) から 年 月 日まで			
所要費用(予定)	入学料 円、 受講料 円 合計額 円			
過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある ・ ない			
(備考) 受講方法が通学によるものの場合又は通学及び通信制の併用によるものである場合は、その旨を記載すること。				

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業対象講座の指定及び受給要件を審査するため、大津市総務部市民税課の課税台帳、住民基本台帳及び外国人登録記載事項証明の内容を、大津市こども未来部子育て支援給付課職員が確認することに同意します。
申請者氏名 ㊟

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定した講座の受講に関して支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - （１）受講開始時給付金の支給額は、入学料及び受講料の４割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は１０万円、通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は２０万円を限度とします。
 - （２）受講修了時給付金の支給額は、入学料及び受講料の５割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）です。ただし、受講開始時給付金と合わせて、受講方法が通信制の場合は１２万５千円、通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は２５万円を限度とします。
 - （３）合格時給付金の支給額は、入学料及び受講料の合計額の１割相当額です。ただし、受講開始時給付金及び受講修了時給付金と合わせて、受講方法が通信制の場合は１５万円、通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は３０万円を限度とします。
- 3 この申請書に記載された受講開始日及び所要費用（予定）については、受講施設に確認をした上で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的に予定される金額であり、給付金の支給額は、受講開始後又は受講修了後に受講施設が証明した金額に基づき算定します。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講を途中で止めた場合、大津市内に居住しなくなった場合等は、大津市こども未来部子育て支援給付課にその旨を報告してください。
- 7 本事業による給付金の支給を受ける際には、改めて大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に必要書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。

(表面)

様式第2号(第6条関係)

大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長

印

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書について、大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱に基づき審査したところ、次のとおり指定したので通知します。

フリガナ 氏 名 (申請者)		生年月日	年 月 日生()歳
フリガナ 児童の氏名 (受講者が児童の場合)		生年月日	年 月 日生()歳
住 所	(〒 -)		
受講施設の名称			
講座の名称			
受講科目	1 5	2 6	3 7 4 8
試験を免除できる科目			
受講期間	年 月 日(受講開始日) から 年 月 日まで		
所要費用 (予定)	入学料 円 受講料 円 合計額 円		
※		指定番号:	

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定した講座の受講に関して支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給額は、入学料及び受講料の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円を限度とします。
 - (2) 受講修了時給付金の支給額は、入学料及び受講料の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）です。ただし、受講開始時給付金と合わせて、受講方法が通信制の場合は12万5千円、通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円を限度とします。
 - (3) 合格時給付金の支給額は、入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。ただし、受講開始時給付金及び受講修了時給付金と合わせて、受講方法が通信制の場合は15万円、通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円を限度とします。
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、給付金の支給額は、受講開始後又は受講修了後に受講施設が証明した金額に基づき算定します。
- 5 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講を途中で止めた場合、大津市に居住しなくなった場合等は、大津市こども未来部子育て支援給付課にその旨を報告してください。
- 6 本事業の給付金の支給を受ける際は、改めて受講開始時給付金にあっては受講を開始した日から起算して30日以内に、受講修了時給付金にあっては受講を修了した日から起算して30日以内に、合格時給付金支給申請書にあっては合格証書に記載されている日から起算して40日以内に本通知を含む必要書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではありませんので、市にその旨を報告してください。
- 7 この決定は、給付金の支給決定ではありません。次のような状況になれば、支給申請をされても給付金が支給されなくなる場合があります。
 - ア 市内に居住しなくなった場合
 - イ 所属する世帯がひとり親家庭でなくなった場合
 - ウ 母子・父子自立支援プログラム等の支援を受けなくなった場合

(表面)

様式第3号(第7条関係)

大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

(宛先)

大津市長

年 月 日

申請者氏名

印

受講開始時給付金 ・ 受講修了時給付金 ・ 合格時給付金 の支給を受けたいので、次の
とおり申請します。

※いずれかに○をつけること。

氏 名 (申請者)	フリガナ		生年 月 日	年 月 日生 () 歳	
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ		生年 月 日	年 月 日生 () 歳	
住 所	(〒 -)			携帯 () -	
				自宅 () -	
受講施設の名称			講座の名称		
受 講 科 目	1 5	2 6	3 7	4 8	
試験を免除できる科目					
受講期間	年 月 日(受講開始日) から 年 月 日まで				
所要費用	入学料 円、 受講料 円、合計額 円				
振込希望 金融機関	銀行・農協・信金・信組			支店	
	普・当	口座番号		口座 名義	フリガナ
(備考)					

(注意)

- 1 受講開始時給付金の支給申請書は、受講開始日から起算して30日以内に提出してください(正当な理由なく、期間内に提出しない場合は、給付金が支給されない場合があります。次項においても同様です。)
- 2 受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学料、受講料を記入してください。
- 3 受講修了時給付金の支給申請書は、受講修了日から起算して30日以内に提出してください。
- 4 合格時給付金の支給申請書は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に提出してください。
- 5 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定の基礎となった入学料及び受講料を記入してください。
- 6 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 7 この申請書には、次の書類を添えてください。
 - (1) 申請者及びその扶養する児童の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 世帯全員の住民票の写し
 - (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
 - (4) 受講対象講座指定通知書
 - (5) 受講開始時給付金にあっては受講に当たり支払った経費について受講施設の長が発行した領収書、受講修了時給付金にあっては受講施設の長が当該施設の修了認定基準に基づいて受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書及び受講に当たり支払った経費について受講施設の長が発行した領収書、合格時給付金にあっては文部科学省が発行する合格証書の写し

大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給決定通知書

第 年 月 日 号

様

大津市長 印

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書について、大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定により審査し、次のとおり支援事業給付金を支給することと決定しましたので通知します。

フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日 生 () 歳
フリガナ 児童の氏名 (受講者が児童の場合)		生年月日	年 月 日 生 () 歳
住 所	(〒 -)		
受講施設の名称			
所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
支給額	<u>円</u>		
交付条件	大津市補助金等交付規則及び大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定を遵守すること。		
(備考)			

- (注意)
- 1 支給する給付金については、後日指定の口座に振込手続きをします。
 - 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長 印

先にあなたから提出のありました大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書について、大津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定により審査し、次のとおり支援事業給付金の支給をしないことと決定しましたので通知します。

フリガナ 氏 名 (申請者)		生年月日	年 月 日 生 () 歳
フリガナ 児童の氏名 (受講者が児童の場合)		生年月日	年 月 日 生 () 歳
住 所	(〒 -)		
受講講座の名称			
理由			
(備考)			

(注意)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。